

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成21年
(2009年) 6月5日
毎月3回5の日に発行

第1726号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
編集 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

議選監査委・議会の実地検査権など

地制調答申案の議論大詰め

第29次地方制度調査会の専門小委員会は5月26日、東京グリーンパレスで前回に続き答申案の取りまとめ作業を行った。今回の会議では成文化された答申案が示され、6月16日開催予定の総会に向け、これまでの論点を整理した。【2面に答申案抜粋を掲載】

今回の答申案は、5月15日の専門小委Ⅱ本紙第1725号掲載Ⅱで示された素案に対し、各委員から出された意見を反映させたものとの位置付け。しかし、前回の専門小委で出された意見が答申案に反映されていないとして、各委員から異論が相次いだ。

特に議選監査委員については、前回の専門小委で1人以上なら認める方向へと大きく舵を切ったが、今回の答申案では「公選による監査委員の選出を可能とすべき」とする意見と併記で、「議選委員は2人以上とされているが、これを1人以上とすべき」と書き込まれるにとどまった。併記扱いとなったことへの各委員の不満に対し、林専門小委員長は、以前の総会における議選委員廃止への強い反対意見が念頭にあり、1人のみ認める案を答申案の柱としてよいか躊躇したと説明。内容として現行から1人削減する案が、6月16日の総会で理解を得られるのか、不安に思う心情を吐露した。そのうえで、議選委員の書きぶりについては、「中村会長と相談する」とし、一任を求めた。また、「議会の実地検査権等の監視機能」については前回、「議選委員の廃止問題と切り離し、付与することとしてもよい」との認識で一致していた。しかし、今回の案では「現在の検査権や調査権の行使の状況も踏まえつつ、検討していくべき」との表現にとどまったため、各委員から不満の声があがった。この点についても林小委員長は、会長との相談に一任を求めた。

【前回の小委員会でも出された「議選監査委員」に関する主な意見】

議選委員廃止案が出されたのは、議会も監査委員の監査対象に含まれていることが背景にある。三議長会のほか、国会議員選出の地制調委員からも廃止への反発は強いが「廃止」「存続」の両論併記にすることとなるのならば残念な独立性を確保するならば公選制にすべきだが、日本に馴染むかは懸念がある。議会による監査委員の選任をモデルケースとしつつ、議選委員の存続を許容してもよいのでは。ただし、1名以内で（現行制度は2名以内）議選委員は廃止が望ましいが、職員OB委員同様1名のみなら認めてもよいのでは。1名でも議選委員を残すの

金融機構の業務拡大

一般会計向け融資事業開始

従前の「地方公営企業等金融機構」が改組され、6月1日から新たに「地方公共団体金融機構」として生まれ変わった。これまでは主に、地方公営企業の事業資金を融資してきたが、今後は一般会計に向けた融資、つまり自治体本体に対する資金提供も行われる。

検討結果に基づき総務省は21年1月、地方公営企業等金融機構法の一部改正を含む「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出。成立をみた同法は、3月31日に公布されるとともに、同日付けで閣議決定された政令により、6月1日から施行されている。

この機構改組は、平成20年10月策定の「生活対策」に基づく措置。同対策の中で「地方自治体（一般会計）に長期

6月5日現在の市数 806市

うち	
指定都市	18市
中核市	41市
特例市	41市
一般市	683市
特別区	23区

高崎市が編入合併

6月1日、群馬県の高崎市が吉井町を編入合併した。これにより同市は、人口36万9510人、面積459.36平方キロ、議員定数59人（在任特例）となった。

第2 監査機能の充実・強化

(略)

1 監査委員制度の充実・強化

(略)

(1) 監査委員の選任方法と構成

監査委員の独立性を強化し、適正な監査を確保する観点から、監査委員の選任方法や、監査委員の構成について、以下のように検討を行った。

現行制度においては、監査委員の選任方法は、長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することとされており、また、監査委員の構成は、当該地方公共団体の常勤職員であった者は1人以内、議員のうちから選任される者は2人以内とされている。

この点について、監査を受ける立場である長が監査委員を選任しているため、監査委員の独立性が十分に確保されていないのではないかといった指摘がある。

また、議員のうちから選任されるいわゆる議選委員については、短期で交代する例が多いことや、当該地方公共団体の内部にある者であり、その監査が形式的になりがちではないかとの指摘がある。

このため、監査委員の選任方法を、議会の選挙によることに改め、長からの監査委員の独立性を確保することが適当ではないかとの意見があった。さらに、議会の選挙の際の候補者の選考方法についても、地方公共団体の判断で公募ができるようにするなど選択の余地を設けるようにすべきとの意見があった。

また、その際には、長とともに議会も監査委員の監査の対象となっており、監査委員は、長からだけでなく議会からも独立した存在とする必要があることから、議選委員を廃止し、議会は当該地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチエックするといふ本来の機能を果たしていくべきとの意見があった。

これらの意見に対し、特に議選委員の廃止について、適任者を選任するという観点から議員を含めて監査委員としての適性を判断したうえで選任すべきという意見や、執行機関を監視するという議会の役割にかんがみると議選委員は維持されるべきとの意見、また、監査委員の選任について、議会の選挙とすることについては、慎重に検討すべきとの意見もあり、賛否両論があったところである。

今後の地方行政体制のあり方に関する答申案(仮称)

地方制度調査会第28回専門小委員会

さらに、議選委員を廃止しないのであれば、監査委員の構成について、現在、都道府県及び政令で定める市における議選委員は2人以内とされているが、これを1人以内とすべきという意見や、公選による監査委員の選出を可能とすべきとの意見があったところである。

公選により監査委員を選出することについては、監査委員に対する住民の意識が醸成される必要があるのではないかと、監査委員として専門的な能力を有する人材の立候補が期待できるのかどうかなどの課題もある。

このようなことから、監査委員の選任方法や構成については、各地方公共団体における今後の行政運営や監査機能の強化のための自主的な取組の状況を踏まえつつ、監査委員を公選により選出することも含めて引き続き検討を行う必要がある。

(2) 監査能力の向上と実施体制の強化
地方分権の進展等に伴い地方公共団体の処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化するものと考えられる。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い地方公共団体の財政状況に関する一定の指標の整備及び公表が義務付けられることとなり、この指標の議会報告及び公表に際しては、監査委員の審査に付すこととされている。これらを踏まえ、監査委員及び

法や構成については、各地方公共団体における今後の行政運営や監査機能の強化のための自主的な取組の状況を踏まえつつ、監査委員を公選により選出することも含めて引き続き検討を行う必要がある。

(3) 監査の実効性・透明性の確保(以下略)

抜粋

員事務局を共同設置することも有効であると考えられるが、現行制度上は、共同設置を可能とする規定がなく、事務局職員を共同設置することにより対応することとなる。今後、監査委員事務局の共同設置の促進を図るためには、事務局の共同設置を可能とする制度改正が検討されるべきである。

なお、市町村に対し監査委員事務局の設置を義務付けることについては、地方公共団体の自主組織権に関する新たな制約となることから、地方分権改革推進委員会の議論において地方公共団体に対する義務付けの見直しが進められていることにも配慮し、慎重に考えるべきである。

また、監査委員事務局の職員の大部分を、長部局からの出向による職員が占めることにより、監査委員事務局の長部局からの独立性の確保が不十分となるのではないかと、監査事務に精通した職員の育成が困難となるのではないかと指摘がある。

この点については、監査委員事務局と他の執行機関との人事異動を制限するべきではないかといった意見もあったが、逆に優秀な人材の確保が困難となるのではないかと、特に小規模団体において人事の硬直化が進むのではないかと懸念も拭いえない。

現行制度上、代表監査委員は事務局職員の任免権を有していることから、専門性を有する優秀な人材を確保するため、代表監査委員が外部登用を含め任命権を実質的に行使していくことが重要である。

さらに、監査委員や事務局職員の資質の向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくことが必要である。

議会

トピックス

多い協同労働の協同組合法の早期制定

3月定例会の意見書・決議の状況(下)

全国市議会議長会はこのほど、各市議会から任意に送られた意見書・決議の写しをもとに、3月定例会を中心に議決した意見書・決議の状況をまとめた。それによると(下)では、住民が協同で出資し、協同の経営で働く「協同労働の協同組合」の速やかな法制化を求めると、「障害者自立支援法」の抜本的見直しを求めるものが、共に最多となった。

「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資・経営し、協同で働く形をとっている。働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けている。

者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくるなど、フリーターやワーキングプアの受け皿としても期待されている。しかし、この「協同労働の協同組合」には法的根拠がなく、社会的に十分認知されていない。そのため、団体として入札や契約ができないばかりか、社会保障の負担が働く住民個人にかかってくるなどの問題を抱えている。

そこで意見書では、「協同労働の協同組合法(仮称)」を速やかに制定し、協同組合が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開く有力な制度として機能できるように求めている。

議会人事

議長

狭山 中村正義(4・24)

赤磐 佐藤武文(4・24)

諫早 並川和則(4・24)

近江八幡 塩田善弥(4・28)

出雲 山代裕始(4・30)

真庭 森田一文(4・30)

小林 深草哲郎(4・30)

副議長

狭山 小谷野 剛(4・24)

赤磐 小田百合子(4・24)

諫早 宮崎博通(4・24)

南房総 川名晴作(4・28)

近江八幡 矢掛 弘(4・28)

富山 村上和久(4・30)

出雲 坂根 守(4・30)

真庭 竹原茂三(4・30)

小林 大浦竹光(4・30)

事務局長

伊達 大内壽幸(4・1)

白山 中村直人(4・1)

横浜 橋本好文(4・1)

津島 鈴木得男(4・1)

桑名 山下三千男(4・1)

大川 酒見隆司(4・1)

島原 入江正行(4・1)

意見書・決議の議決状況(下)

(21.1.1~4.30)

件名	意見書	決議
【建設・運輸・郵政・国土保全】	【 38】	【 2】
地方の道路整備の着実な推進	8	
郵政民営化の見直し	3	
タクシー分野の規制緩和の抜本的見直し	3	
その他	24	2
【労働・商工】	【 202】	【 0】
協同労働の協同組合法(仮称)速やかな制定	61	
緊急雇用対策の強化とセーフティネットの拡充	33	
労働者派遣法の抜本的改正	24	
公契約に関する基本法の制定	22	
最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の確立	13	
中小・小規模企業支援対策の迅速な実行	7	
JR不採用問題の早期解決	6	
雇用促進住宅の廃止見直し	6	
季節労働者対策の強化	5	
その他	25	
【警察・防災・消防】	【 41】	【 4】
「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長	23	
不発弾爆発事故への適切な処置	7	
その他	11	4
【外交・防衛・国際関係】	【 31】	【 9】
北海道の自衛隊体制維持	12	1
北朝鮮のロケット発射阻止	4	2
北方領土問題の早期解決	2	
その他	13	6
【社会・くらし】	【 220】	【 3】
障害者自立支援法の抜本的見直し	61	
保育制度改革の慎重審議	51	
物価に見合う年金引き上げ	12	
インターネット画像サービスでの個人情報保護	12	
介護保険制度の抜本的改善	10	
父子家庭への児童扶養手当の支給	5	
多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の存置」	4	
生活保護制度の改善	4	
介護療養病床廃止の中止	4	
自主的な共済制度の保険業法の適用除外	4	
地上デジタル放送受信対策整備の充実	4	
改正国籍法の厳格な制度運用	3	
消えた年金問題の速やかな解決	3	
子育て支援策の拡充	3	
岐阜地方法務局の管轄支局としての存続	3	
その他	37	3
【その他】	【 0】	【 2】
【合計】	【 532】	【 20】
【総合計】	【 933】	【 50】

市政 ニュース

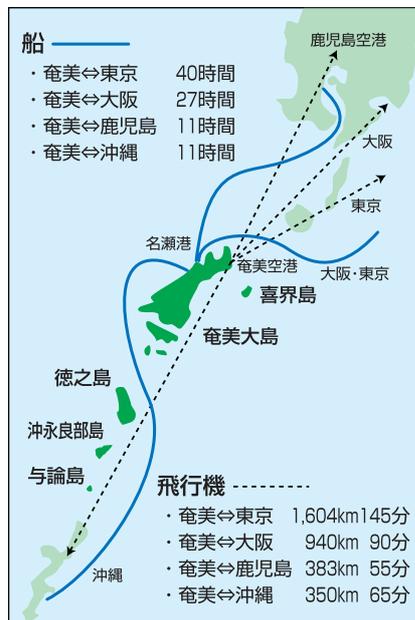
【皆既日食】

地球から太陽を見て、地球と太陽の間に月が入り込み、太陽の全部または一部を月が覆い隠す現象を日食という。なかでも、太陽と月がぴったりと重なり、太陽の全てを覆い隠した場合は、「皆既日食」あるいは「金環日食」という。

「皆既日食」と呼ばれる現象は、月の視直径が太陽より大きい場合に起こる。つまり、地球から見た月の面積が太陽より大きいため、月が太陽をすっぽりと覆い隠してしまう。

一方、「金環日食」と呼ばれる現象の場合は、月の視直径が太陽より小さい場合に起こる。つまり、地球から見た月の面積が太陽より小さいため、月が太陽と完全に重なっても、月の外側に太陽がはみ出してしまい、細い光輪状に見える。

今回、奄美大島等で観測できる日食は「皆既日食」。時間にして、わずか数分間の出来事だが、太陽は完全に月で隠され、あたりは急に夜のような景色に包まれることとなる。



イタリアの科学者、ガリレオ・ガリレイが自作の望遠鏡を用い、初めて天体観測を行ったのは西暦1609年のこと。ちょうど400年の月日を経た節目の2009年、今世紀最大の「皆既日食」を7月22日に日本国内で観測することができます。

観測ポイントとなるのは、鹿児島県のトカラ列島や屋久島、喜界島など。そして、同県内の奄美市が所在する奄美大島北部でも、「皆既日食」

を観測することができます。日本国内の陸地に限った場合、過去直近で「皆既日食」が観られたのは、1963年7月21日まで遡ります。北海道東北部で観測されて以来の、実に46年ぶりの出来事となります。

同じ地域で「皆既日食」が起こるのは、300年に一度ともいわれるため、奄美市では当然、来島者の受け入れに向けて力が入ります。昨年6月には、「2009皆既日食奄美市実行委員会」を発足させ、宿泊、交通、衛生、イベ

ントなど、各種課題に対応するため協議を重ねています。昨年9月の実行委員会総会では「皆既日食受入の基本方針」を策定。①住民・来島者の安全・安心を確保する②住民生活を守る③自然環境・希少野生動物の普及啓発に努めるなどをはじめとする

5か条を掲げ、受け入れ時の混乱解消に向け、努めているところ。7月22日、奄美市で太陽が欠け始めるのは、概ね午前9時35分頃のこと。10時55分頃からは、白昼であるはずの島の景色に、夜の帳が一瞬だけ幕を下ろします。「皆既日食」

の始まりです。奄美市内では3分程度の出来事となりますが、世界レベルで継続時間を捉えた場合、最も長いところでは6分42秒も続きます。3分以下が通常であるなか、6分以上も継続するため、「今世紀最大の皆既日食」と評されています。

「部分日食」なら国内各地でも観測は可能ですが、「皆既日食」ともなると奄美市ほか、限定地域でしか観測することはできません。7月22日は、今世紀最大の天体ショーを体験することで、知的好奇心を満たす絶好の機会です。興味ある方の来島はもちろんですが、学校教育の現場などで活用してみるのも、1つの方策ではないでしょうか。(資料提供は奄美市、文は本紙)

を観測することができます。日本国内の陸地に限った場合、過去直近で「皆既日食」が観られたのは、1963年7月21日まで遡ります。北海道東北部で観測されて以来の、実に46年ぶりの出来事となります。

同じ地域で「皆既日食」が起こるのは、300年に一度ともいわれるため、奄美市では当然、来島者の受け入れに向けて力が入ります。昨年6月には、「2009皆既日食奄美市実行委員会」を発足させ、宿泊、交通、衛生、イベ

を観測することができます。日本国内の陸地に限った場合、過去直近で「皆既日食」が観られたのは、1963年7月21日まで遡ります。北海道東北部で観測されて以来の、実に46年ぶりの出来事となります。



一瞬だけ宇宙の神秘に包まれる7月22日。「大浜海浜公園=上・写真」や「土盛海岸=下・写真」などからも、皆既日食を観ることができます。(写真提供=奄美市)

の始まりです。奄美市内では3分程度の出来事となりますが、世界レベルで継続時間を捉えた場合、最も長いところでは6分42秒も続きます。3分以下が通常であるなか、6分以上も継続するため、「今世紀最大の皆既日食」と評されています。

「部分日食」なら国内各地でも観測は可能ですが、「皆既日食」ともなると奄美市ほか、限定地域でしか観測することはできません。7月22日は、今世紀最大の天体ショーを体験することで、知的好奇心を満たす絶好の機会です。興味ある方の来島はもちろんですが、学校教育の現場などで活用してみるのも、1つの方策ではないでしょうか。(資料提供は奄美市、文は本紙)